3．賞与引当金及び見積額の計上基準
　賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、運営費交付金より財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　ただし、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、当該事業年度末における自己都合退職手当要支給額に基づき引当金を計上しております。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
5．徴収不能引当金の計上基準
　将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については個別債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　医薬品及び診療材料
　　評価基準　低価法
　　評価方法　移動平均法
　ただし、移動平均法による評価ができるソフトウェアが開発されるまでの間、評価方法は最終仕入原価法によっております。
⑵　貯蔵品
　評価方法は金額的に重要性が乏しいため最終仕入原価法によっております。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
　以下の方法により計算しております。
　土地については、相続税評価額又は地方公共団体の条例に定められた占用料を参考に計算しております。
　建物及び工具器具備品については、民間の取引価格を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算方法
　資本金のうち政府出資金に国立大学法人会計基準「第78運営費交付金等の会計処理」、「第79施設費の会計処理」及び「第80補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算しております。一定の利率については、10年利付国債の平成23年３月末利回りを参考に1.255％で計算しております。
9．リース取引の会計処理
　１件当たりのリース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
11．資産除去債務に係る会計処理
　「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）の改訂に伴い、当事業年度より、「資産除去債務に係る会計基準」を適用しております。
　これにより、当事業年度の損益に与える影響はありません。

追　加　情　報

　当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成23年２月15日最終改訂）を適用しております。

貸借対照表の注記事項

1．運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は15,386,121,681円です。
2．運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額は1,136,093,002円です。
3．国立大学法人法附則第12条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金債務（期末残高4,961,514,941円）を保証しています。なお、本法人に対して義務づけられた独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務は独立行政法人国立大学財務・経営センター債務負担金として表示しています。
4．本法人が有する五福地区及び杉谷地区の土地（期末残高21,074,372,947円）の一部を、長期借入金（期末残高9,374,911,000円）の担保として独立行政法人国立大学財務・経営センターへ供しています。
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下の通りです。
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元本償還額の累計	6,486,762,091円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	4,253,294,524円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	2,233,467,567円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	487,300,440円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　115,844,518円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　345,557,325円
合計　3,182,169,850円

損益計算書の注記事項

　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下の通りです。
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元本償還額	854,608,494円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	756,205,177円
当期総利益に与える影響額（差引き）	98,403,317円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	1,602,038円
合計	100,005,355円